

東 部 北 地 区 救 急 医 療 対 策 協 議 会 設 置 要 綱

(趣旨)

第1条 加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町（以下「東部北地区」という。）に係る地域救急医療体制の整備促進及び関係機関との連絡調整等、地域救急医療に係る諸問題を協議するため東部北地区救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 病院群輪番制による第二次救急医療体制の整備に関すること。
- (2) その他地域救急医療に関すること。

(構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる東部北地区内の関係者30名程度で構成する。

- (1) 郡市医師会
- (2) 第二次救急病院
- (3) 市町
- (4) 消防
- (5) 保健所

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は加須保健所及び幸手保健所において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月22日から施行する。ただし、当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則 この要綱は、平成13年 2月26日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。